



埼玉県報

第2166号

平成22年3月16日

火曜日

目次

規則

- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [消防設備士講習業務に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [危険物取扱者保安講習業務に関する入札公告\(消防防災課\)](#)
- [昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [平成九年埼玉県告示第三百三十六号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [平成十八年埼玉県告示第五百七十三号の一部を改正する告示\(水環境課\)](#)
- [県営土地改良事業川田谷北部地区（ほ場整備事業）の工事完了\(農村整備課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)

- [埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（東部地区）に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（南部地区）に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（西部地区）に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（北部地区）に関する入札公告\(高校教育指導課\)](#)
- [一般国道四百七号の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道岩殿観音南戸守線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道石坂高坂停車場線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道二百五十四号の区域変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第六十号）附則第六項又は第七項の規定の適用を受ける学校職員に対する本則の表第二号2の規定の適用については、平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、同号2中「学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認」とあるのは、「学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年埼玉県教育委員会規則第二号）附則第二項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号）第七条の規定による確認、決定及び改定並びに同規則第十条の規定による確認」とする。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 Lights

三 代表者の氏名

久野 恭子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四三三番地七

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある子ども達が個性をいかし、将来就労し自立していくための支援の一環として、その保護者や支援者に対し、就労に向けて必要な確かな情報と就労現場で役立つ知識や技術を提供し、職業能力の開発や雇用機会の拡充を支援する活動を行います。また、障がい者と企業の就労現場のサポートを行えるワークサポート専門員の育成を行います。そして、地域社会で障がいのある人々と共に安心して豊かに暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とします。

告示

埼玉県告示第三百八十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

消防設備士講習業務（予定人員 消火設備に係る講習 260人、警報設備に係る講習 550人、避難設備・消火器に係る講習 290人） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年3月11日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県内

(5) 入札方法

入札金額は、業務の種別ごとの単価及びその単価にそれぞれの予定人員を乗じて得た額並びにその合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「催物の企画・運営等関連業務」を行う者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県
危機管理防災部消防防災課予防担当 生方 貴学 電話048-830-
3168(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

公告日から平成22年3月23日(火)午前10時までの間、上記(1)の交付
場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階危
機管理防災部会議室

イ 日時

平成22年3月23日(火)午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

上記(3)アに同じ。

イ 日時

平成22年3月30日(火)午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を
乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉
県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当
する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定人員を乗じた金額の合計額に契約保証金
の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財
務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を
所定の日時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、
それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記 3 (4)に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 9 7 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 9 4 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 特記事項

平成 2 2 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

危険物取扱者保安講習業務（予定人員 給油取扱所の危険物取扱者に係る講習 1,700人、その他の施設の危険物取扱者に係る講習 3,800人）
一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年12月24日（金）まで

(4) 履行場所

埼玉県内

(5) 入札方法

入札金額は、業務の種別ごとの単価及びその単価にそれぞれの予定人員を乗じて得た額並びにその合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成20年埼玉県告示第1032号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「催物の企画・運営等関連業務」を行う者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉
県危機管理防災部消防防災課予防担当 生方 貴学 電話048-830-
3168(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

公告日から平成22年3月23日(火)午前11時までの間、上記(1)の交付
場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階危
機管理防災部会議室

イ 日時

平成22年3月23日(火)午前11時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

上記(3)アに同じ。

イ 日時

平成22年3月30日(火)午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を
乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉
県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当
する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定人員を乗じた金額の合計額に契約保証金
の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財
務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を
所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、

それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記 3 (4)に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 9 7 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第 9 4 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 特記事項

平成 2 2 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から施行する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一中「、北埼玉郡騎西町、北川辺町及び大利根町」を削り、「、白岡町及び菖蒲町」を「及び白岡町」に改め、「栗橋町、鷲宮町、」を削る。

一口中「区域のうち」の下に「、加須市大字正能、大字戸崎及び大字道地」を加え、「、北埼玉郡騎西町大字正能、大字戸崎及び大字道地」を削る。

告 示

埼玉県告示第百八十七号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動について規制する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から施行する。ただし、「児玉郡」の下に「美里町、」を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

「児玉郡」の下に「美里町、」を加え、「北埼玉郡騎西町及び大利根町」を削り、「白岡町及び菫蒲町」を「及び白岡町」に改め、「栗橋町、鷺宮町、」を削る。

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

平成九年埼玉県告示第三百三十六号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から施行する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「、北埼玉郡北川辺町、南埼玉郡宮代町及び菖蒲町並びに北葛飾郡栗橋町」を「及び南埼玉郡宮代町」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月二十三日から施行する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「、北埼玉郡騎西町及び大利根町」及び「鷲宮町、」を削る。

告 示

埼玉県告示第三百九十号

県営土地改良事業川田谷北部地区（ほ場整備事業）の工事を平成二十一年九月十八日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第百九十一号

告 示

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小倉沢	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中津川 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
王冠 1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
王冠 2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中津川 4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中津川 2・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中津川 2・2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中津川 3・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

中津川 3:2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺井麻生 1:1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺井麻生 1:2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺井麻生 1:3	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
寺井麻生 1:4	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
槌打	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大滝宮平 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大滝宮平 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大落合 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下大血川 1	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
下大血川 2	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

千鹿谷 ¹ / ₁	井戸沢	上井戸沢 ²	上井戸沢 ¹	小倉沢	宮平	赤谷日影 ²	中落合 ³	中落合 ²	中落合 ¹	落合 ¹	下大血川 ³
平面図等を埼玉県秩父 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

字切通3	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。
字ヨシガ平2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
字高畑	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
王冠1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中津川4	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中津川2・2	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
中津川3・1	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

上飯田 1・2	上飯田 1・1	三山小金沢	馬込 1・2	千鹿谷 3	千鹿谷 2・2	千鹿谷 2・1	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

栗尾 1	岩殿沢 2・2	岩殿沢 2・1	藤倉日向 2	岩殿沢 4	宮平 2	宮平 1	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。	秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。

	<p>秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>桐久保沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>西沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>字芳渡りの無名沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>川戸ノ入沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>芳ヶ平沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>字切通の無名沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>字コブタ萱の無名沢</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県秩父県土整備事務所及び横瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

秩父県土整備事務
所及び横瀬町役場
に備え置いて縦覧
に供する。

秩父県土整備事務
所及び横瀬町役場
に備え置いて縦覧
に供する。

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

所沢市から所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

坂戸市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 5 月 6 日（木）から平成 23 年 1 月 31 日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県立学校 23 校及び当該学校長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1 日当たりの単価に予定派遣日数を乗じた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局
県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田、森 電話 048-830-7391(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 1 号 自治会館地下 B 01 平成 22
年 4 月 1 日（木）午後 2 時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 平成 22 年 3 月 31 日
（水）午後 5 時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月19日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百九十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 5 月 6 日（木）から平成 23 年 1 月 31 日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県立学校 24 校及び当該学校長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1 日当たりの単価に予定派遣日数を乗じた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局
県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田、森 電話 048-830-7391(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 1 号 自治会館地下 B01 平成 22
年 4 月 1 日（木）午後 2 時 30 分

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 平成 22 年 3 月 31 日
（水）午後 5 時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月19日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（西部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 5 月 6 日（木）から平成 23 年 1 月 31 日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県立学校 18 校及び当該学校長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1 日当たりの単価に予定派遣日数を乗じた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局
県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田、森 電話 048-830-7391(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 1 号 自治会館地下 B 01 平成 22
年 4 月 1 日（木）午後 3 時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 平成 22 年 3 月 31 日
（水）午後 5 時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の場所に平成22年3月19日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告示

埼玉県告示第四百号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務（北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成 22 年 5 月 6 日（木）から平成 23 年 1 月 31 日（月）まで

(4) 履行場所

埼玉県立学校 18 校及び当該学校長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、1 日当たりの単価に予定派遣日数を乗じた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、物品等競争入札参加資格者名簿に登載され、A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- (8) 平成 19 年 4 月 1 日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。
- (9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県教育局
県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田、森 電話 048-830-7391(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 1 号 自治会館地下 B 01 平成 22
年 4 月 1 日（木）午後 3 時 30 分

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 平成 22 年 3 月 31 日
（水）午後 5 時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、入札金額の 100 分の 105 に相当する額（1 円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成22年3月19日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成22年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
寺五四番四地先まで	東松山市大字正代字駒形一―二五 番一地从先から同市大字宮鼻字代正	区 間
二二三・五八〇三七・三〇	二二三・五八〇二四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	二六・八〇	延 長 (メートル)
と重複。 石坂高坂停車場線	観音南戸守線、県道 区域変更。県道岩殿	備 考 歩道橋設置に伴う

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 岩殿観音南戸守線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一一一九番一地先まで	東松山市大字正代字駒形一一一八番一地先から同市大字正代字駒形	区 間
二三・五八〇三七・三〇	二三・五八〇二四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二六・八〇		延 長 (メートル)
停車場線に重複。	歩道橋設置に伴う区域変更。国道四〇七号、県道石坂高坂	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一 地先から同市大字正代字駒形 一一九番一地先まで	東松山市大字正代字駒形一一八	区 間
二三・五八〇三七・三〇	二三・五八〇二四・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二六・八〇		延 長 (メートル)
南戸守線に重複。	歩道橋設置に伴う 区域変更。国道四〇 七号、県道岩殿観音	備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正

- 一 道路の種類 国道
- 二 道路線名 二百五十四号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
大里郡寄居町大字富田字上六反田二 五四六番一地从先から同郡同町大字富田 字上六反田二五四五番三地从先まで		区 間
三七・八四 九三・八七	三七・八四 一一六・八八	敷地の幅員 (メートル)
七二・三四		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十月十五日

指令川建セ第二一〇〇九九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十日

第二一〇一七九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字宿一七九 七、 一一、 一二、 一三、 一

四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一八三

下田 芳太郎

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令越建セ第二一〇一六三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十一日

第四五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字三箇字大蔵一三二八―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都福生市熊川三八―三 フラッツ藤一〇一号室

田嶋 嘉人

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十八日

指令越建セ第二一〇一七九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十一日

第四五四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字上大崎字上七〇五―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字篠津一二四七―三

八島 利幸

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月十一日

指令越建セ第二一〇一七三一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十一日

第四五二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字宿一八一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市古久喜一三一―一〇二

染谷 雄一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月一日

指令越建セ第二一〇一六四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十一日

第四五三一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字外野字裏四四八―一、―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

幸手市千塚三九五

武藤 きぬ子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年三月一日

指令越建セ第二一〇〇五七一号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十一日

第四四八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字椿六一二―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字椿七九三番地一

山中 健一・山中 弘美

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年九月七日

指令越建セ第二一〇〇八七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十一日

第四五七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字並塚字南前六〇〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市栄町三―二〇二 グランハイムフォレストB棟一〇一

関根 一芳

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令越建セ第二一〇一六八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十二日

第四五八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字内野一〇五五―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市柏座二丁目四番三三号

株式会社リープ 代表取締役 大塚 義雄

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十九日

指令越建セ第二一〇一六九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年三月十二日

第四五九一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字前谷一一八六一―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市柏座二丁目四番三三号

株式会社リープ 代表取締役 大塚 義雄